

# **第3次海津市男女共同参画プラン (案)**

海 津 市

# 目次

第1章 プランの策定にあたって	1
1 プラン策定の趣旨	1
2 男女共同参画に関する社会の動向	2
3 プランの性格	6
4 プランの期間	7
第2章 計画の基本的な考え方	8
1 基本理念	8
2 基本目標	8
3 計画の体系	10
第3章 プランの内容	12
1 男女がともに尊重し合える意識づくり	12
（1）男女共同参画に関する意識啓発	12
（2）男女平等教育などの推進	16
（3）女性等に対するあらゆる暴力の根絶（DV防止計画）	19
2 男女がいきいきと活躍する環境づくり	23
（1）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	23
（2）女性の活躍推進（女性活躍推進計画）	26
（3）働く場における男女共同参画の促進	29
3 男女がともに担う地域社会づくり	33
（1）政策・方針決定過程の場への女性の参画拡大	33
（2）家庭生活と地域活動への男女共同参画の促進	35
（3）男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	38
4 すべての男女が安心して生活できるまちづくり	39
（1）生涯を通じた健康づくりの支援	39
（2）安心して生活できる支援の充実	43
5 プラン推進のための体制づくり	45
（1）施策推進体制の整備	45
（2）市民・市（行政）・事業所の連携	49

## 第1章

# プランの策定にあたって

## 1 プラン策定の趣旨

男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義し、このような男女共同参画社会の実現は21世紀における最重要課題として位置づけています。

こうしたことから、海津市では、海津市男女共同参画推進条例（平成20年4月1日施行）に男女共同参画基本計画の策定を義務づけ、個人としての能力を十分発揮して、社会のあらゆる分野において対等に参画することができる男女共同参画社会の実現をめざして、「海津市男女共同参画プラン（平成19年度～平成23年度）」を策定し、平成23年度には「第2次海津市男女共同参画プラン（平成24年度～平成28年度）」として見直しを行いながら、男女共同参画に関する施策を推進してきました。

近年では、共働きや単身、ひとり親世帯の増加などの家族形態の変化、個人の価値観やライフスタイルの多様化など社会情勢が大きく変化したことから、男女共同参画を進める上でもより広い分野で、よりきめ細かな施策が求められるようになりました。

今回、「第2次海津市男女共同参画プラン」の策定から、5年が経過することから、計画の実績等を基に本市の特徴を捉え、課題に的確に対応し時代に即した男女共同参画に関する施策を計画的に推進するため、「第3次海津市男女共同参画プラン」を策定します。

## 2 男女共同参画に関する社会の動向

	世界の動き	国の動き	岐阜県の動き	海津市の動き
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国際婦人年世界会議」(メキシコシティ)、「世界行動計画」採択</li> <li>国連総会「国連婦人の十年(1976~1985)」を決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「婦人問題企画推進本部」設置、「婦人問題企画推進会議」開催</li> </ul>		
1976年 (昭和51年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「育児休業法(女子教育職員、看護婦、保母等)」の施行</li> </ul>		
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人問題企画推進本部「国内行動計画」決定</li> <li>労働省「若年定年制・結婚退職制等改善年次計画」策定</li> <li>総理府婦人問題担当室「国内行動計画前期重点目標」発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生部児童課に婦人問題担当窓口設置</li> <li>婦人問題連絡会議設置</li> </ul>	
1978年 (昭和53年)				
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の十年E S C A P地域会議」(ニューデリー)開催</li> <li>国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法務省「相続に関する民法改正要綱試案」公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境部県民生活課に婦人問題担当配置</li> <li>第Ⅰ期婦人問題懇話会設置</li> </ul>	
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>OECD「婦人の雇用に関するハイレベル会議」開催</li> <li>「国連婦人の十年1980年世界会議」(コペンハーゲン)開催</li> <li>「女子差別撤廃条約(略称)」の署名式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女子差別撤廃条約」署名</li> </ul>		
1981年 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ILO総会「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」及び「同勧告」を採択</li> <li>「女子差別撤廃条約」発効</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」施行</li> <li>婦人問題企画推進本部「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」決定</li> </ul>		
1982年 (昭和57年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「国民年金法等の一部を改正する法律」成立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第Ⅱ期婦人問題懇話会設置</li> </ul>	
1983年 (昭和58年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>「婦人問題に関する県民の意識調査」の実施</li> </ul>	
1984年 (昭和59年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の十年E S C A P地域会議」(東京)開催</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>第Ⅰ期婦人問題推進会議設置</li> </ul>	
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の十年世界会議」開催</li> <li>西暦2000年に向けてのナイロビ将来戦略採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国籍及び戸籍法の一部を改正する法律」施行</li> <li>「男女雇用機会均等法」成立</li> <li>「女子差別撤廃条約」批准</li> </ul>		
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女雇用機会均等法施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「岐阜県婦人行動計画」策定</li> <li>第Ⅱ期婦人問題推進会議設置</li> </ul>	

	世界の動き	国の動き	岐阜県の動き	海津市の動き
1987年 (昭和62年)		・婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
1988年 (昭和63年)				
1989年 (平成元年)			・女性の世紀21委員会設置	
1990年 (平成2年)	・ナイロビ将来戦略見直し勧告採択			
1991年 (平成3年)		・育児休業法成立 ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第一次改定	・「調査研究報告書」(女性の世紀21委員会)	
1992年 (平成4年)		・育児休業法施行	・どう変わればいい女性と男性県民意識調査」実施	
1993年 (平成5年)	・「世界人権会議」開催(ウイーン)	・中学校の家庭科の男女必修、実施 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」成立(12月施行)	・「男女共同参画型社会をめざしての提言」(女性の世紀21委員会)	
1994年 (平成6年)		・高等学校の家庭科の男女必修、学年進行により実施 ・男女共同参画室設置、男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画推進本部設置	・「女と男のはあもにいプランーぎふ女性行動計画」策定 ・岐阜県男女共同参画社会づくり推進本部設置	・「女性問題に関する職員意識調査」実施 ・「女性のつどい」(後の男女共同参画フォーラム)事業開始
1995年 (平成7年)	・「第4回世界女性会議」(北京)開催、「北京宣言」及び「行動綱領」採択	・ILO156号条約(家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)批准 ・「育児・介護休業法」成立		
1996年 (平成8年)		・「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定		・男女共同参画情報誌「WINDY」創刊
1997年 (平成9年)		・男女共同参画審議会設置法施行 ・「男女雇用機会均等法」一部改正	・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施	
1998年 (平成10年)			・「第3次ぎふ女性行動計画への提言」(女性の世紀21委員会)	
1999年 (平成11年)		・「男女共同参画社会基本法」成立(平成13年1月同法施行)	・「ぎふ男女参画プラン」策定	
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク国連本部)、「政治宣言」及び「成果文書」を採択	・「ストーカー規制法」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定	・「女性に対する暴力に関する調査」実施	
2001年 (平成13年)		・男女共同参画会議設置 ・内閣府に男女共同参画局が新設 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立、一部施行(平成14年4月完全施行)		

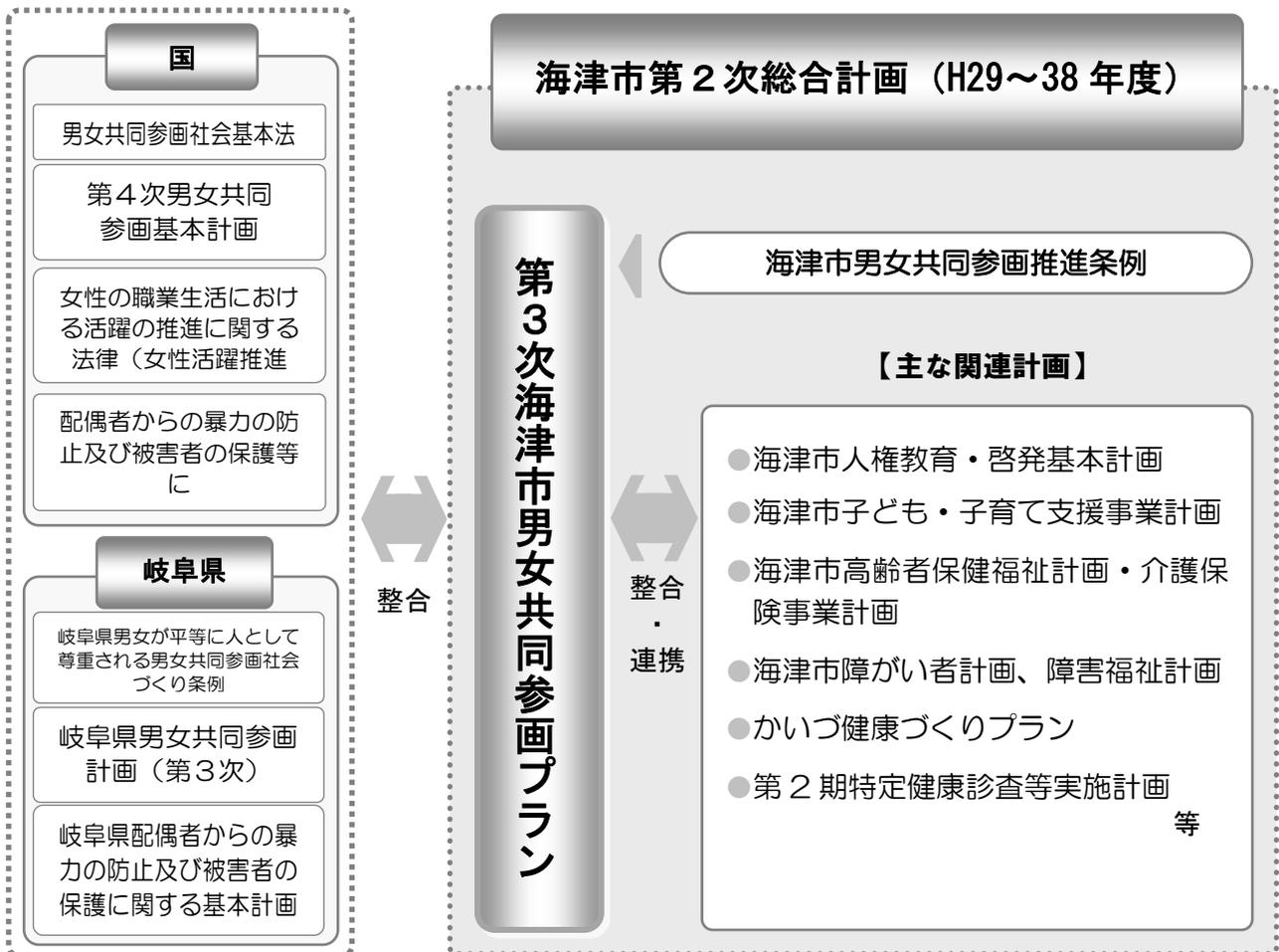
	世界の動き	国の動き	岐阜県の動き	海津市の動き
2002年 (平成14年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>「ぎふ男女共同参画プラン」一部改訂</li> <li>「男女共同参画に関する県民意識調査」実施</li> </ul>	
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律」施行</li> <li>「次世代育成支援対策推進法及び少子化社会対策基本法」成立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」公布、施工（全面施行平16）</li> </ul>	
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正（12月施行）</li> <li>「育児・介護休業法」改正（平成17年4月施行）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会設置</li> <li>「岐阜県男女共同参画計画」策定</li> </ul>	
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連婦人の地位委員会「北京+10」開催（ニューヨーク国連本部）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「改正育児・介護休業法」施行</li> <li>女性の再チャレンジ支援検討会議「女性の再チャレンジプラン」策定</li> <li>「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画に関する市民アンケート調査実施</li> </ul>
2006年 (平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第50回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク国連本部）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女雇用機会均等法」改正（平成19年4月施行）</li> <li>「女性の再チャレンジ支援プラン」改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定</li> <li>男女共同参画ふれあいサロンを男女共同参画プラザに改称</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「海津市男女共同参画プラン」策定</li> </ul>
2007年 (平成19年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第51回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク国連本部）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正（平成20年1月施行）</li> <li>「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画に関する県民意識調査」実施</li> </ul>	
2008年 (平成20年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第52回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク国連本部）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」</li> <li>次世代育成支援対策推進法改正（平成21年4月施行）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>海津市男女共同参画推進条例施行</li> </ul>
2009年 (平成21年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第53回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク国連本部）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「岐阜県男女共同参画計画（第2次）」策定</li> <li>「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第2次）」策定</li> </ul>	
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第54回国連婦人の地位委員会（ニューヨーク国連本部）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次海津市男女共同参画プランづくりのためのアンケート調査実施（市民・事業所・市職員）</li> </ul>
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（略称：UN Women）」正式発足</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>「第2次海津市男女共同参画プラン」策定</li> </ul>
2012年 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画に関する県民意識調査」実施</li> </ul>	

	世界の動き	国の動き	岐阜県の動き	海津市の動き
2013年 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ</li> <li>・「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正(平成26年1月施行)</li> </ul>		
2014年 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第58回国連婦人の地位委員会「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「岐阜県男女共同参画計画(第3次)」策定</li> <li>・「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第3次)」策定</li> </ul>	
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第59回国連婦人の地位委員会/「北京+20」記念会合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立</li> <li>・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・海津市男女共同参画に関する市民意識調査実施(市民・事業所)</li> </ul>
2016年 (平成28年)				<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第3次海津市男女共同参画プラン」策定</li> </ul>

### 3 プランの性格

プランは、次に掲げる計画として位置づけます。

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画
- (2) 海津市男女共同参画推進条例第11条第1項に基づき、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、現行の第2期プランを継続、発展させる基本的な計画
- (3) 海津市第2次総合計画や他の個別の計画との整合性をもたせた計画
- (4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に基づく女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下「女性活躍推進計画」という。）を含む計画
- (5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項に基づく、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「DV防止計画」という。）を含む計画



---

## 4 プランの期間

---

このプランの期間は、平成29年度（2017年度）から平成33年度（2021年度）までの5年間とします。

ただし、期間内であっても事業の進捗状況や社会情勢の変化等により、必要に応じた見直しを行います

## 第2章

# 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

海津市がめざすべき男女共同参画社会は、「女性も男性もお互いがその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、男女が人として輝いて生きることができる社会」です。本計画の基本理念においては、第2次計画の基本理念を踏襲し、女性も男性も性別に関わりなく、人として認め合うという意味をこめて「女(ひと)と男(ひと)がともに輝くまちづくり」とします。

### 基本理念

ひと ひと  
**女と男がともに輝くまちづくり**

## 2 基本目標

基本理念を実現するため、5つの基本目標に沿って施策に取り組んでいきます。

### 基本目標1 男女がともに尊重し合える意識づくり ●●●●●●●●●●

男女がともに男女共同参画に関する認識を深められるよう、さまざまな機会を通してわかりやすく広報・啓発活動を行います。

さらに、生涯にわたっては学校や家庭、地域などのあらゆる場において男女共同参画を進める教育・学習を推進します。

また、市民の一人ひとりがいかなる暴力も重大な人権侵害であるとの認識をもち、男女間のあらゆる暴力の根絶を目指すとともに、被害者が、安心して相談でき、かつ必要な支援を適切に受けられるよう総合的な支援体制を整備します。

## **基本目標2 男女がいきいきと活躍する環境づくり** ●●●●●●●●●●

「女性の活躍推進」と「働き方改革」のために、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進が重要です。そして、一人ひとりが個性と能力を発揮して働くことができるよう、職場では、仕事の内容や賃金・待遇、昇進・昇格の機会などの男女差別をなくし、男女ともに安心して働くことが確保される環境づくりを進めます。

## **基本目標3 男女がともに担う地域社会づくり** ●●●●●●●●●●

政策・方針決定過程への女性の参画を進めるための働きかけを行うとともに、男女がともに責任をもって家庭、地域活動を担い、さまざまな分野に参画できるよう意識啓発と環境整備を進めます。さらに、男女共同参画の視点を持った、防災などにおける災害時の支援の充実を図ります。

## **基本目標4 すべての男女が安心して生活できるまちづくり** ●●●●●●●●●●

健康で安心して暮らせるまちをつくることは、男女共同参画社会を実現する上で重要です。健康づくりを心身両面から支援するほか、生涯を通じて健やかに安心して暮らすための体制づくりを行います。

また、高齢者や障がい者、さらに、ひとり親家庭等生活上の困難に陥りやすい人々に対し各種相談事業や福祉サービスの提供、自立支援を充実し、安心して暮らせる環境整備を進めます。

## **基本目標5 プラン推進のための体制づくり** ●●●●●●●●●●

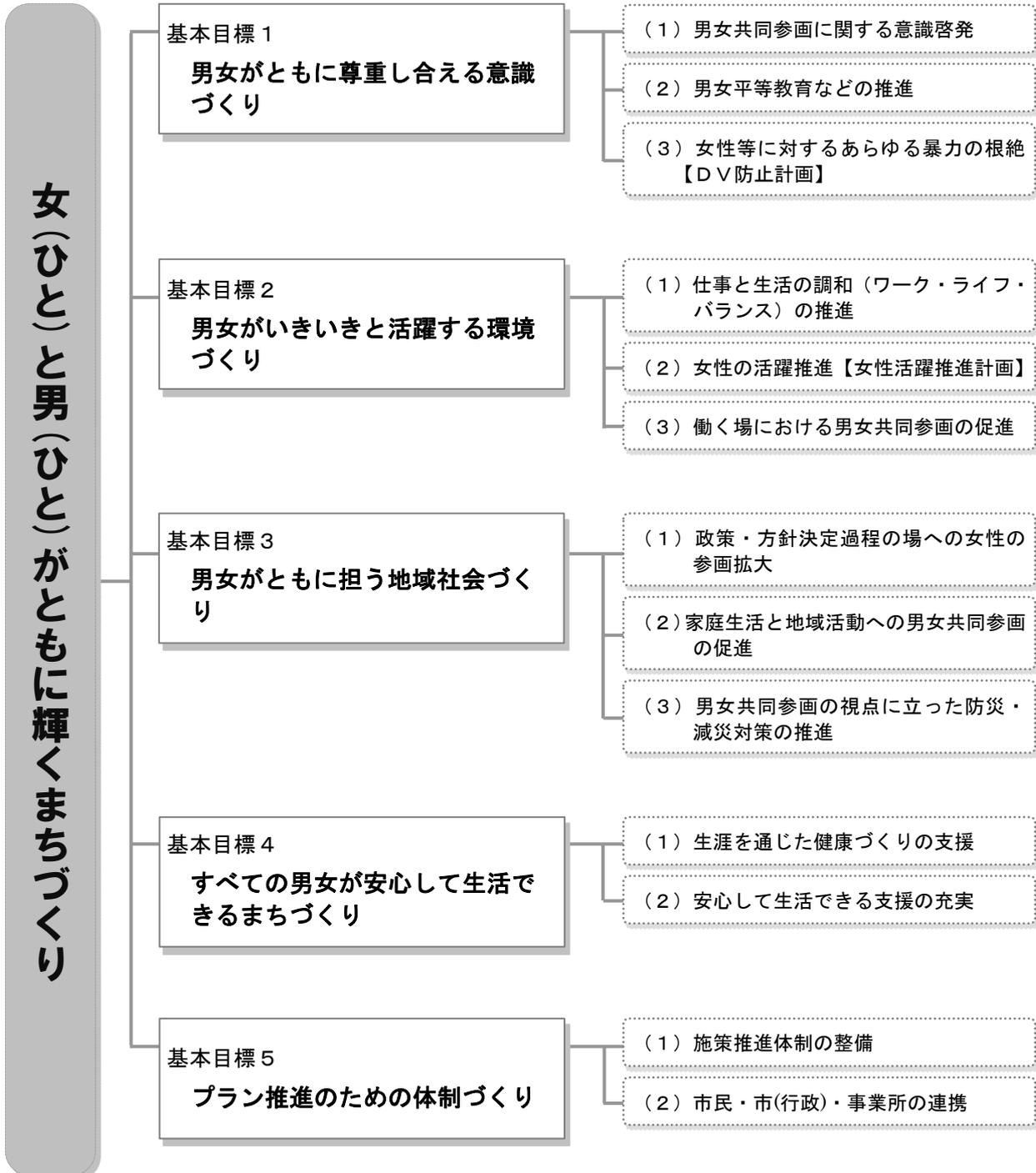
男女共同参画に関する施策は、市政のあらゆる分野にわたっており、市関係部署の連携を強化し、庁内推進体制の充実を図ります。また、「海津市男女共同参画推進条例」に基づき、市、市民、事業者、教育関係者等がそれぞれの役割を担うとともに、連携、協働を図ることで男女共同参画を推進します。

### 3 計画の体系

【基本理念】

【基本目標】

【基本的取り組み】



【施策の方向】

① 人権意識を高める啓発活動の充実 ② 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実

① 男女平等を推進する教育の充実 ② 男女共同参画に関する学習機会の充実

① あらゆる暴力を予防するための啓発活動の充実 ② 被害者の救済体制の強化

① 育児との両立支援策の充実 ② 介護との両立支援策の充実

① 女性の職業能力発揮のための支援 ② ライフスタイルに応じた多様な働き方の支援

① 男女の均等な雇用機会の確保と推進 ② 農林漁業、商工自営業等における家族就労者の労働環境の改善

① 審議会、委員会等への女性の参画推進 ② 女性の人材の発掘と育成

① 地域活動等への参画促進 ② 団体・グループ間の交流促進

① 地域防災・減災活動への参画促進

① 男女の健康づくりへの支援 ② 母性の保護と母子保健の充実

① 高齢者や障がい者等の自立支援 ② ひとり親家庭への支援の充実

① プランの進行管理体制の確立 ② 市職場における男女共同参画の推進

① プランに基づく行動の促進

第3章

プランの内容

1 男女がともに尊重し合える意識づくり

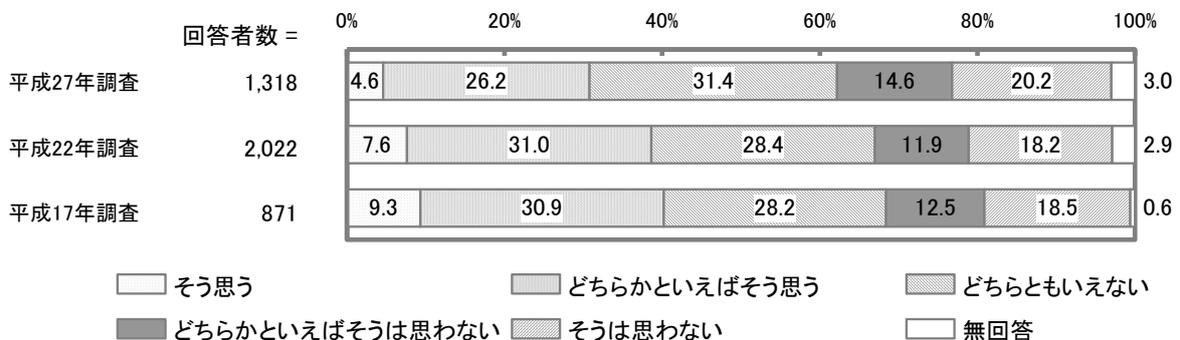
(1) 男女共同参画に関する意識啓発

現状と課題

男女共同参画社会の実現に向けて、社会の基礎的単位である家庭や地域は重要な役割を果たします。

市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識について、肯定する人（「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した人）は30.8%、否定する人（「どちらかといえばそう思わない」または「そう思わない」と回答した人）は34.8%となっています。平成22年度調査と比較すると、肯定する人の割合が約8ポイント減少しており、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識の解消が徐々に図られています。性別でみると、以前と女性に比べ男性で肯定する人が8ポイント程度高く、性別役割分担意識が強い傾向がうかがえます。

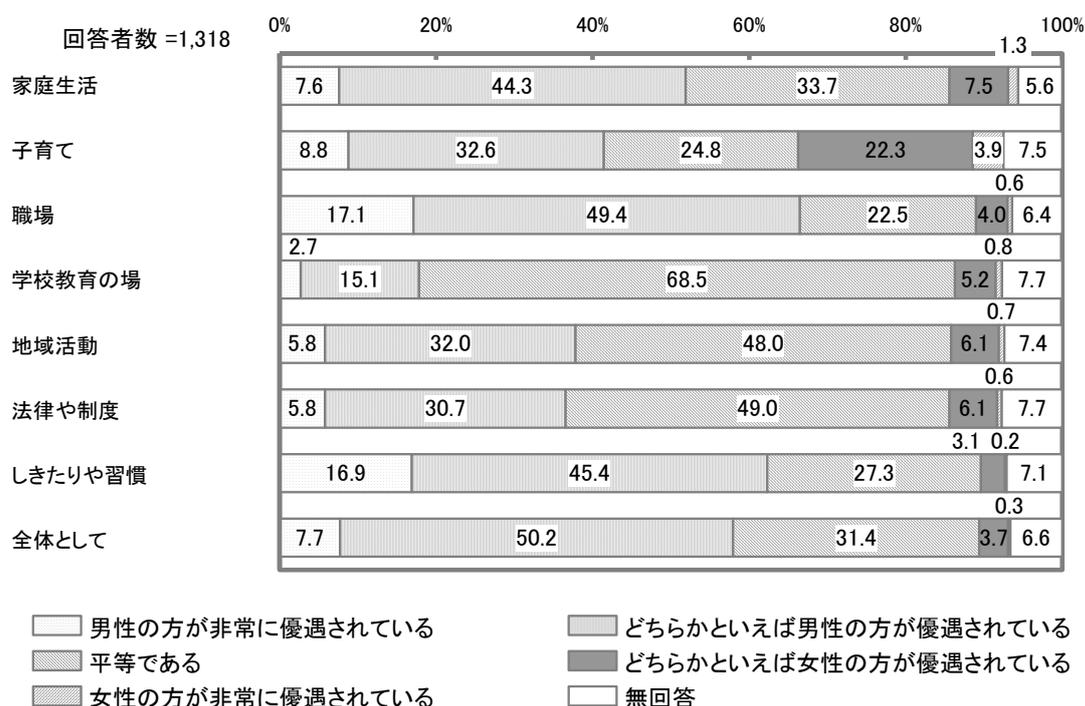
図 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料：海津市市民意識調査（平成27年度）

また、各分野における男女の平等感についての市民意識調査結果をみると、すべての分野で男性に比べ女性で男性が優遇されていると思う割合が高くなっています。そのため、今後も引き続き、男女平等意識のさらなる啓発を進め、固定的性別役割分担意識の払拭を図る必要があります。

図 各分野における男女の平等感について



資料：海津市市民意識調査（平成27年度）

## 方向性

人権尊重を基盤にした男女平等意識の更なる啓発を進め、固定的な性別役割分担意識の払拭を図るとともに、男性自身の意識改革を促すための広報・啓発活動を推進していきます。

### 施策の方向① 人権意識を高める啓発活動の充実

人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、人権に関する情報提供や啓発活動の充実に努めます。

具体的施策	内容	担当課 (関係課)
人権に関する講演会等の開催	正しい認識と関心を高め、人権に関する意識啓発のための講演会等を開催します。また、研修会等への参加を促進し、人権に関する意識の高揚を図ります。	市民活動推進課 学校教育課
人権に関するパンフレット等の作成	人権に関するパンフレットを作成し、情報提供や意識啓発を行います。	市民活動推進課
人権相談窓口の開設	市民を対象に人権相談窓口を月3回実施します。また、広報紙、ホームページ等を活用し、人権擁護委員制度と人権相談窓口の周知を図ります。	市民活動推進課
人権に関する標語・ポスターの募集及び啓発	人権・同和問題啓発のため、市内小学6年生を対象に標語を、中学1年生を対象にポスターを募集し、優秀作品をクリアファイルにして配布します。	市民活動推進課 社会教育課
人権啓発リーフレットの作成	各種相談日や標語等を取りまとめた海津市版人権啓発リーフレットを作成し、意識啓発を行います。	市民活動推進課

#### 市民・地域・事業者等の取組

- 男女共同参画を含めた人権に関する講演会等に積極的に参加しましょう。
- 人権について関心を持ち、女性問題をはじめ、さまざまな人権問題への理解を深めましょう。

## 施策の方向② 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実

性別に基づく固定的な役割分担意識の解消や男女共同参画に関する認識を深めるため、さまざまな機会を通じて広報・啓発活動を充実します。

具体的施策	内容	担当課 (関係課)
広報紙、ホームページ等による啓発	広報紙、ホームページ等を活用し、男女共同参画に関する情報提供や意識啓発を行います。また、国の男女共同参画週間、岐阜県の男女共同参画強化月間等に合わせて啓発等を行います。	市民活動推進課
男女共同参画に関するフォーラム・セミナー等のイベント開催	男女共同参画に関する意識啓発のためセミナー等を開催します。	市民活動推進課
男女共同参画の視点に立った広報・刊行物の発行	男女共同参画の視点に立った適切な表現がなされた広報物の発行に努めるように啓発を行います。	市民活動推進課
国際感覚を高める啓発	在住外国人が暮らしやすくなるよう市民に対して、関係団体と連携し、国際感覚を高める意識啓発を行います。	市民活動推進課
男女共同参画に関する情報提供	男女共同参画に関するニュースや情報を希望する審議会委員及び市民にメールで配信します。	市民活動推進課
性的少数者(性的マイノリティ)に関する情報提供、広報活動の実施	性的少数者(性的マイノリティ)に関する知識や理解を深めるための情報提供や広報活動を行います。	市民活動推進課

### 市民・地域・事業者等の取組

- 男女共同参画に関する講座やイベントなどに積極的に参加し、男女共同参画について考えましょう。
- 「男の子」、「女の子」と決めつけず、一人ひとりの個性や特性に応じて子どもに接しましょう。
- 家庭や地域、職場で性別による固定的役割分担意識を解消しましょう。
- 事業者は、男女共同参画や女性の活躍促進について関心を持ち、従業員に対する啓発・教育を進めましょう。

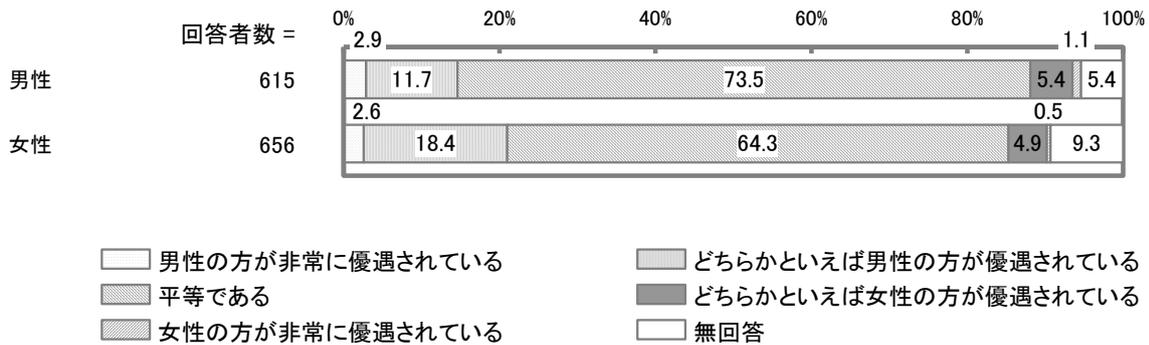
## (2) 男女平等教育などの推進 ●●●●●●●●●●

### 現状と課題

本市は、男女共同参画推進プランに沿って、教職員の研修の充実、学習内容や指導方法、進路指導における男女平等意識の啓発などに取り組んでいます。

市民意識調査では「学校教育の場」での男女の平等感は、他の分野と比べて大変高くなっています。さらに、男女共同参画社会を推進するためには、男女平等の視点にたった家庭教育や学校教育等の充実が望まれています。

図 学校教育の場での男女の平等感について



資料：海津市市民意識調査（平成27年度）

### 方向性

子どもたちが、男女平等・男女共同参画に対する意識を持ち、自らの意思によって多様な生き方が選択できるような教育・学習を推進していきます。また、教職員・保育士等が男女平等の意識を持って子どもたちを指導できるよう、適切な研修を実施していきます。

また、市民を対象に男女共同参画の意識を高めるための学習講座を開催に努めます。

### 施策の方向① 男女平等を推進する教育の充実

学校教育及び社会教育において、子どもの発達段階に応じて男女平等観の形成を図り、一人ひとりの個性や能力を尊重し、主体的に学び、考え、行動できる教育を推進するとともに、保護者にも、男女平等教育について理解し実践していただけるように働きかけを強化します。

また、教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解できるよう、研修等を実施します。

具体的施策	内容	担当課 (関係課)
男女共同参画に関する出前講座の実施	男女共同参画意識の高揚を図るため、希望する市民組織に対して、出前講座を実施します。	市民活動推進課
男女平等を推進する教育の実施	学校において道徳、特別活動、総合的な学習の時間やこども園・幼稚園・保育園の活動時において男女の特性が発揮されるように配慮し、男女平等を推進する教育を実施します。	学校教育課 こども課
教職員に対する研修等の開催	教職員等指導者を対象に、男女平等についての研修を実施し、児童生徒の人権感覚を高める指導援助を充実し、その実践に努めます。	学校教育課
保護者に対する男女共同参画の働きかけ	保護者に対して、地域や家庭、子育てにおける男女平等意識を高めるよう学校教育の立場からの働きかけを行います。	学校教育課
公立中学校における職場体験の実施	各事業所との連携により、子どもの頃から男女共同参画の視点に立ち、生涯を見通した総合的なキャリア教育を推進します。	学校教育課

#### 市民・地域・事業者等の取組

- 男女共同参画に関する学習の場に積極的に参加し、理解を深めましょう。
- 性別にとらわれず、一人ひとりの個性に応じた進路選択をしましょう。

## 施策の方向② 男女共同参画に関する学習機会の充実

男女共同参画に関する学習機会の充実を図るとともに、男女共同参画社会に関する情報の収集や学習環境の整備に努めます。

具体的施策	内容	担当課 (関係課)
各種講座・セミナーの開催及び男女共同参画の視点による運営	<p>学びたい市民を対象にテーマ別講座・連続講座等を開催します。講座等の運営にあたり、以下の点について留意して運営します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 学びたい市民のニーズを大切にしたい講座を設定できるように努めます。</li> <li>• できるだけ参加しやすい日時や時間を設定できるように努めます。</li> <li>• 受講生に対しては、役割分担等において、平等となるように努めます。</li> <li>• 男女共同参画の視点に立った学習機会の提供や情報提供に努めます。</li> </ul>	社会教育課
図書館における男女共同参画に関するコーナーの設置及び関連書籍の貸し出し	<p>図書館に男女共同参画に関するコーナーを設置し、関係書籍の貸し出しを行います。</p>	図書館
高齢男女の社会参画と学習機会の提供	<p>団塊世代が高齢化を迎えるにあたり、セカンドライフをより充実したものにするために男女共同参画の視点に立った学習機会の提供や情報提供を行います。</p>	高齢介護課 社会教育課

### 市民・地域・事業者等の取組

- 男女共同参画に関心を持ち、自ら情報を取得しましょう。
- 男女共同参画に関する学習の場に積極的に参加し、理解を深めましょう。

### (3) 女性等に対するあらゆる暴力の根絶（DV防止計画）

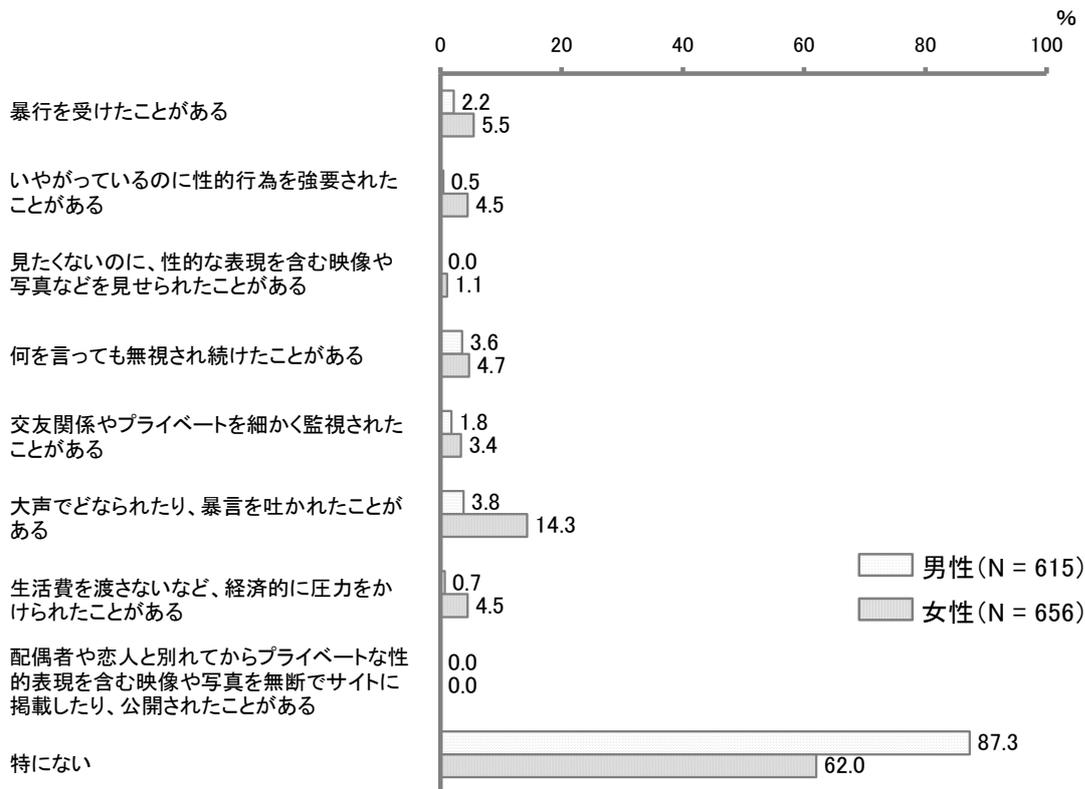
#### 現状と課題

配偶者などからの暴力（DV）による被害の相談件数が全国的に増加しています。

DVは、外部からの発見が困難な家庭内で行われる場合が多いため潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、被害が深刻化しやすいという特徴があります。

市民意識調査では、配偶者等から約1割の人が大声でどなられたり、暴言を吐かれたことがあります。男性に比べ、女性で何らかの暴力を受けている割合が高くなっています。DV防止法の制定や国、県の基本計画でも最重要課題のひとつとして取り上げられていることから、正しい知識の普及が今後も必要であり、「どのような暴力も絶対に許さない」という意識の醸成が求められます。

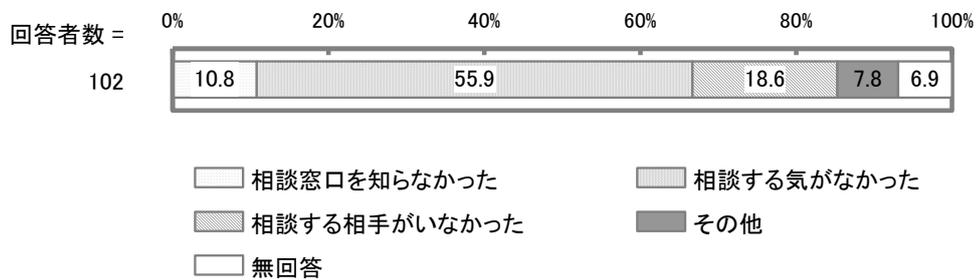
図 配偶者や恋人から受けた経験について



資料：海津市市民意識調査（平成27年度）

また、市民意識調査では、DV等に対して相談しなかった人が5割以上となっており、相談しなかった理由については、「相談する気がなかった」が55.9%で最も多く、次いで「相談する相手がいなかった」、「相談窓口を知らなかった」、次いで「相談しても無駄だと思ったから」「みっともないと思ったから」となっています。そのため、相談窓口の周知やDVを正しく理解するための広報啓発の推進を図るとともに関係機関が有機的に連携し、安心して相談できる体制づくりを進める必要があります。

図 相談しなかった理由について



資料：海津市市民意識調査（平成27年度）

## 方向性

市民一人ひとりがDV、ハラスメント、虐待、性犯罪等は重大な人権侵害であるとの共通認識をもち、男女ともに自己の尊厳を大切にしながらお互いが一人の人間として、尊重される社会づくりを目指します。

また、被害者が、安心して相談でき、かつ必要な支援を適切に受けられるよう総合的な支援体制を整備します。

### 施策の方向① あらゆる暴力を予防するための啓発活動の充実

暴力は、身体的・心理的を問わず、基本的人権をおびやかし、被害を受けた人に深刻な影響を及ぼすため、配偶者等からの暴力（DV）をはじめ、ハラスメント、性犯罪等、あらゆる暴力を予防するために、市民の認識を高める意識啓発や予防啓発を行います。

具体的施策	内容	担当課 (関係課)
女性等に対する暴力防止の啓発	配偶者等からの暴力（DV）、セクシュアル・ハラスメントや性犯罪、パワーハラスメント、売買春、人身売買に関するパンフレット等を配布し、主に女性が被害者となるあらゆる暴力の防止及び被害者の早期相談を促すための啓発を行います。	市民活動推進課 社会福祉課
性犯罪防止の取り組み	夜間でも安心して街路を通行できるよう地域とともに防犯灯を設置したり、海津地区防犯協会に補助金を交付することで、地域防犯パトロールや市民への性犯罪発生の情報提供を行います。	市民活動推進課
若年層の暴力を根絶するための取り組みの推進	若年層を対象とした、「デートDV」を未然に防ぐための啓発を行います。また、SNSの適正利用を促進し、リベンジポルノなどSNSを使用した犯罪を防止します。	学校教育課
児童虐待・DV防止に関する広報・啓発	ポスターやパンフレット、チラシの配布のほか、子育て支援相談等により、児童虐待及びDV防止の啓発を行います。	社会福祉課
3大ハラスメントに関する情報提供と防止のための意識啓発	事業者に対してパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント等に関する正しい知識の提供と防止のために情報提供を行い、意識啓発を行います。	商工観光課 市民活動推進課

#### 市民・地域・事業者等の取組

- あらゆる暴力は人権を侵害する行為であり、犯罪であることを認識しましょう。
- 事業所等は、ハラスメントの防止について取り組みましょう。

## 施策の方向② 被害者の救済体制の強化

配偶者等からの暴力（DV）等の被害者を対象とする相談窓口を設置するとともに、関係機関とも連携しながら支援体制を強化し、被害者がひとりで悩まず問題解決が図れるよう努めます。

具体的施策	内容	担当課 (関係課)
配偶者等からの暴力に関する相談窓口の設置	福祉事務所において、配偶者等からの暴力に関する相談窓口を設置し、問題解決に向けて支援します。	社会福祉課
被害者女性等の保護・救済支援の実施	相談内容や被害の深刻さにより、関係機関（女性相談センター、子ども相談センター、警察等）と連携し、一時保護所への連絡、移送、面接を行い、保護や自立に向けた支援を行います。	社会福祉課
要保護児童対策の連携体制の整備	児童虐待を始めとする要保護児童の早期発見、早期対応及び適切な保護を図るため、子どもに関わる関係課及び関係機関の連絡体制の強化等連携強化を図ります。	社会福祉課

### 市民・地域・事業者等の取組

○暴力等の被害について思い当たる場合は、相談機関等に相談しましょう。

## 2 男女がいきいきと活躍する環境づくり

### (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

#### 現状と課題

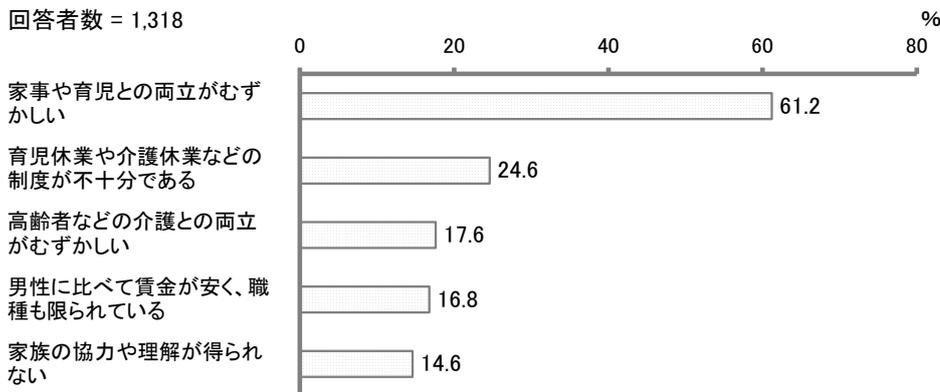
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、育児・介護も含め、家族が安心して暮らして責任を果たしていく上で重要です。

市民意識調査では、女性が仕事をもち続けていくうえでの支障は「家事や育児との両立が難しい」が61.2%、「育児休業や介護休業などの制度が不十分である」が24.6%となっています。

事業所アンケートでも、育児休業・介護休業の取得状況は、男性はいずれも0人でとなっています。女性の育児休業は出産者のおよそ79%にあたる19人、介護休業が5人となっています。働く女性の家事・育児の軽減措置が重要だと言えますが、これは各家庭での夫婦の協力体制や企業の勤務体制・雇用条件の改善が不可欠です。

子育て家庭においては共働きが増加し、それに伴い、変則的な勤務に応じた保育や急な用事、育児疲れ解消などを目的とした保育などニーズも多様化していくため、それらに柔軟に対応した保育サービスの提供が求められます。

図 女性が仕事をもち続けていく上で支障があると思われることについて（上位5位）



資料：海津市市民意識調査（平成27年度）

**方向性**

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識づくりや男性中心型労働慣行を見直していくとともに、男女がともに働きながら子育てや介護に関われるよう意識改革や支援体制の充実に努めていきます。

**施策の方向① 育児との両立支援策の充実**

子どもを持つ家庭の男女が、ともに育児と仕事を両立していけるよう子育て支援体制の整備・充実に努めます。

具体的施策	内容	担当課 (関係課)
子育て支援事業に父親が参加できる機会の設定	子育て支援センター等の親子のふれあい活動などに、多くの父親が参加できるよう、積極的な呼びかけや、開催日時・募集方法を工夫し、家族が参加しやすい環境を作ります。	こども課
育児休業制度の啓発	幅広く情報を収集し、育児休業制度の普及啓発を行います。	商工観光課
男性への育児休業取得への働きかけ	女性だけでなく、男性も積極的に育児休業制度を活用し、男女が協力して子育てできるよう市内事業所等へ働きかけを行います。	商工観光課
子ども・子育て支援事業計画の数値目標のある保育サービスなどの着実な遂行	働く保護者のニーズに対応し、男女ともに、仕事と家庭の両立ができるように、保育サービスなど数値目標のある事業の目標達成に向けて、社会環境の整備を着実に進めます。	こども課
育児と仕事の両立	児童を養育している家庭の育児と仕事が両立できるよう、一定期間養育し、又は保護することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。	社会福祉課
障がい児等の放課後等対策の実施	特別支援学校等に通う児童生徒を対象として、放課後・長期休暇中に利用できるサービスを提供することにより、保護者の仕事と子育ての両立を支援します。	社会福祉課

**市民・地域・事業者等の取組**

- 家庭において、家事・育児・介護など、家族で協力し、分担しましょう。
- 子育てサービスや介護サービスなどについてよく理解し、活用しましょう。

- 事業者は、男女がともに育児休業がとりやすい環境を整えましょう。
- 事業者は、長時間労働の抑制など、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境をつくりましょう。

## 施策の方向② 介護との両立支援策の充実

親の介護について、男女がともに担っていくことができるよう、事業主に対して介護休業制度の啓発に努めるとともに、家庭においても介護の負担が軽減できるよう介護給付サービスの充実を図ります。

具体的施策	内容	担当課 (関係課)
海津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の介護給付サービスの着実な実施	男女ともに、仕事と介護の両立ができるように、関係者と連携し、介護給付事業を着実に実施します。	高齢介護課
介護休業制度の啓発	幅広く情報を収集し、介護休業制度の普及啓発を行います。	商工観光課

### 市民・地域・事業者等の取組

- 家庭において、家事・育児・介護など、家族で協力し、分担しましょう。
- 子育てサービスや介護サービスなどについてよく理解し、活用しましょう。
- 事業者は、男女がともに介護休業がとりやすい環境を整えましょう。
- 事業者は、長時間労働の抑制など、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境をつくりましょう。

## (2) 女性の活躍推進（女性活躍推進計画）●●●●●●●●●●

### 現状と課題

子育てなどにより就業を一時中断している女性の公正な職場復帰、再就職や起業など、個人の意欲と能力が活かされる環境づくりを進め、女性の活躍を推進していくことが必要です。

### 方向性

女性の活躍を推進するため、出産・育児で仕事を中断していた女性を対象とした再就職準備セミナーや自分の個性やキャリアを活かして起業をめざす女性に対する情報提供など、各々のニーズに応える施策の充実を図っていきます。

また、女性活躍推進法による事業主への雇用、経営面での改善を働きかけていきます。

#### 施策の方向① 女性の職業能力発揮のための支援

女性とその能力を十分に発揮するため、研修等に参加するよう意識啓発や情報の提供等の働きかけを行います。また、結婚や出産等で退職した女性が再就職を希望する場合に、事業主が再雇用する制度を設ける等の啓発を行います。

具体的施策	内容	担当課 (関係課)
就業支援機関の情報提供	幅広く情報を収集し、女性に対して、県など関係機関等が行う職業能力の向上を図る研修等の情報提供を行います。	商工観光課
女性の起業支援のための情報提供	幅広く情報を収集し、起業を目指す女性に対して、起業に関する情報提供を行います。また、広域ネットワーク（西濃圏域）と連携し、講習会の受講等を支援します。	商工観光課 市民活動推進課
離職した女性の再雇用支援	結婚や出産等で退職した女性の再就職を支援します。	商工観光課

具体的施策	内容	担当課 (関係課)
女性のキャリア形成のための情報提供	これから就労する女性、現在就労している女性がキャリアを形成し、スキルアップを図るため、セミナー等を紹介し情報提供を行います。	商工観光課 市民活動推進課

市民・地域・事業者等の取組
<p>○審議会等の政策や方針決定の場へ、女性の積極的に参画しましょう。</p> <p>○男女を問わず、積極的に管理職登用試験などにチャレンジしましょう。</p> <p>○能力開発や職業能力取得に関する情報を積極的に入手し、活用しましょう。</p> <p>○事業者は、女性の管理職への登用を積極的に進めましょう。</p>

## 施策の方向② ライフスタイルに応じた多様な働き方の支援

多様な働き方が選べる条件整備、男女の働き方の見直しなど、仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）を図る環境づくりを企業に働きかけるとともに、さまざまな制度について市民へ啓発・普及を行います。

具体的施策	内容	担当課 (関係課)
多様な働き方に関する事業主への情報提供	事業主に対して、多様な働き方のできる制度に関する情報提供を推進します。	商工観光課
一般事業主行動計画の啓発	幅広く情報を収集し、次世代育成支援一般事業主行動計画策定に関する一般事業所への普及啓発を行います。	商工観光課
労働条件改善のための啓発	県の「早く家庭に帰る日」の普及啓発等による「時間外勤務の制限」や、有給休暇の取得、フレックスタイム制度などの導入、働く女性の母性の保護、健康管理の徹底などについて、事業主等への啓発を行います。	商工観光課
ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供、広報活動の実施	ワーク・ライフ・バランスに関する正しい知識の周知を図るとともに、実現に向けた広報活動を実施します。	市民活動推進課

具体的施策	内容	担当課 (関係課)
<p>「岐阜県子育て支援企業」の登録および「岐阜県子育て支援エクセレント企業」の認定促進</p>	<p>県では、仕事と家庭の両立支援に取り組む企業・団体を「岐阜県子育て支援企業」として登録しています。また、特に優良な取組みや他社の模範となる独自の取組みを行う企業を「岐阜県子育て支援エクセレント企業」として認定しており、こうした制度の登録、認定を促進します。</p>	<p>市民活動推進課</p>

市民・地域・事業者等の取組
<p>○固定的な性別役割分担の見直し、男女ともに家事、育児、介護などをしましょう。</p> <p>○育児・介護休業法等、各種制度の情報を入手し、活用しましょう。</p> <p>○事業者は、仕事と家庭のバランスがとれるよう、柔軟な勤務形態の導入等、働き方の見直しを進めましょう。</p>

### (3) 働く場における男女共同参画の促進

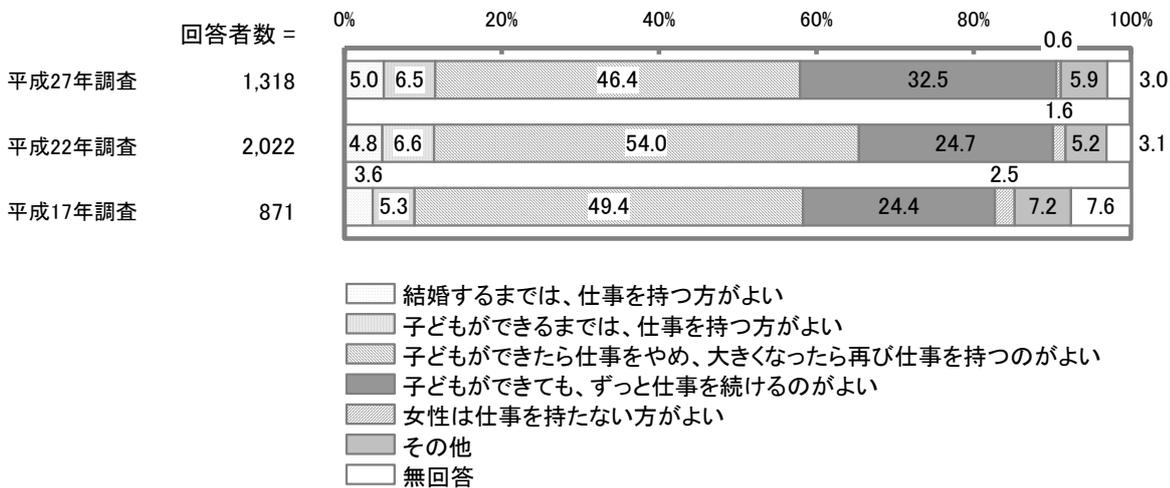
#### 現状と課題

男女共同参画社会の実現において、労働は生活の経済的基盤を形成するものであり、男女がともに自らの働きたい分野で個性や能力を発揮できる環境を整備することが重要です。

市民意識調査では、出産後の女性が仕事を持つことについて78.9%が前向きな考えであり、平成22年度調査と比較すると、「子どもができてもしっかりと仕事を続けるのがよい」と回答した人の割合が7.8ポイント上昇しています。今後、さらに女性の社会進出に対する理解は深まっていく中で、いかに女性の社会進出の機会をつくり、さらに理解を促進するかが課題となります。

また、「男性の方が優遇されている」と回答した割合が高い項目は「職場」で66.5%となっており、雇用の分野での男女平等の実現には多くの課題があります。

図 女性が仕事を持つことについて

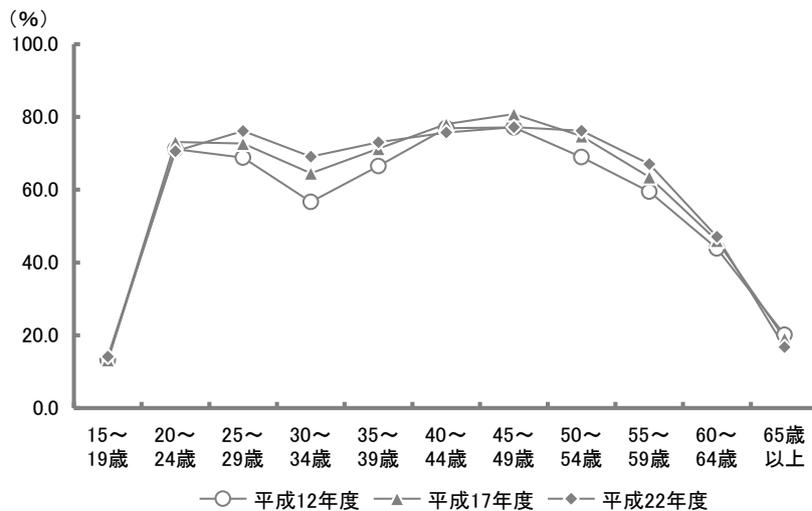


資料：海津市市民意識調査（平成27年度）

本市の女性の年齢別就業率をみると、出産・育児期に退職し、子育て後に再就職する、いわゆる、M字カーブを描いています。平成22年は平成12年と比べ30～34歳の労働力率が12.4ポイント上昇しており、落ち込みは年々緩やかとなっています。しかし、事業所アンケートをみると、正社員のうち約7割が男性、約3割が女性であり、非正規社員は約3割が男性、約7割が女性という実態です。出産前は正職員であっても、再就職の際にはパートタイム労働となることもあり、短時間就労や多様な就労形態が可能である反面、正社員とのさまざまな格差の問題があります。

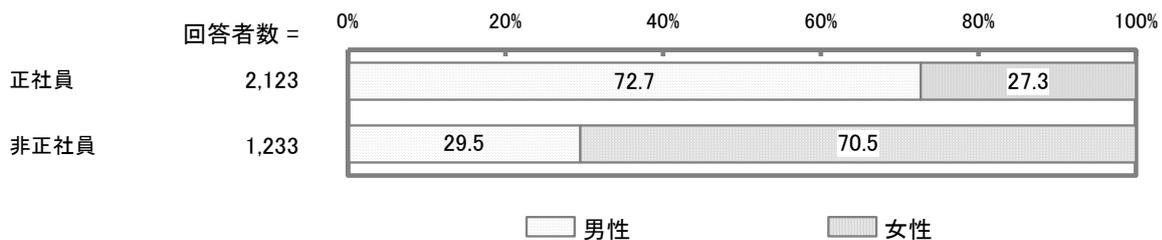
また、本市は基幹産業が農業であり、さまざまな農産物が年間を通じて生産されています。農林漁業者や自営業者は、畜産業をはじめとして家族経営で行っていることが多く、農林漁業や商工自営業においても、男女がともに担い手として意欲と能力を生かせる環境づくりを進める必要があります。

図 女性の年齢別就業率の推移



資料：国勢調査

図 雇用形態別の従業員数（性別）



資料：海津市男女共同参画に関する企業意識調査（平成27年度）

**方向性**

市内の企業や労働者に対して女性活躍推進法や男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などの周知を図り、男女が平等に安心して働ける職場づくりを推進します。また、農林漁業や商工自営業などに従事する女性の労働条件が改善されるよう啓発や情報提供を行います。

**施策の方向① 男女の均等な雇用機会の確保と推進**

国や県、関係機関等との連携を図り、事業主に対して男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令の情報提供を行って周知し、労働条件の改善及び雇用、就労の場における男女平等が実現されるようにします。

具体的施策	内容	担当課 (関係課)
事業主に対する法制度に関する情報提供	事業主に対して、男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令の情報提供を行い、法改正などを周知します。	商工観光課
働く男女へ法制度に関する情報提供	労働者に対して、労働に関する法令の普及啓発や労働条件に関する改善等の情報提供を行います。	商工観光課
雇用・労働に関する相談機会の提供	幅広く情報を収集し、国や県、関係機関等と連携し、雇用や労働に関する相談機会の提供とともに、相談窓口等の情報提供などを進めます。	商工観光課

**市民・地域・事業者等の取組**

○事業者は多様な就業ニーズに柔軟に対応した就業環境をつくりましょう。

**施策の方向② 農林漁業、商工自営業等における家族就労者の労働環境の改善**

農林漁業や商工自営業などに従事する女性の労働条件が改善されるよう啓発や情報提供を行います。

具体的施策	内容	担当課 (関係課)
女性の認定農業者登録への働きかけ	共同経営をしている女性へ認定農業者登録を働きかけます。	農林振興課
女性の農業者年金の加入指導	農業者の老後の生活を保障する農業者年金に女性も加入するよう農家へ訪問指導し促進します。	農業委員会

市民・地域・事業者等の取組

○さまざまな分野の職場において、男女がともに生き生きと就労ができるよう環境をつくりましょう。

### 3 男女がともに担う地域社会づくり

#### (1) 政策・方針決定過程の場への女性の参画拡大.....

##### 現状と課題

将来にわたって持続可能で多様性に富んだ活力ある経済社会を形成していくためには、多様な人材の能力の活用、多様な視点の導入、新たな発想の取入れ等の観点から、社会のあらゆる分野において、政策・方針決定の過程に女性の参画を進めていくことが重要です。

本市の審議会、委員会等における女性委員の登用状況は27.7%（平成28年）で女性の参画がない審議会、委員会等も少なくありません。平成22年と比べると若干の増加がみられますが、大きな変化とはなっていません。今後はさらに、女性、男性の双方の視点に立って市政を行えるよう、審議会等への更なる女性登用の推進を図り、女性委員がいない審議会等を解消する必要があります。

##### 方向性

政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、女性の市の審議会等への参画状況を調査し、審議会等への積極的な女性の登用を進めていきます。

また、男女共同参画の推進を担う人材の育成に努めていきます。

### 施策の方向① 審議会、委員会等への女性の参画推進

政策または方針の立案・決定に、女性の意見が反映されるように、審議会、委員会等への女性委員の登用を積極的に推進します。また、女性委員が参画していない審議会、委員会等の解消を図ります。

具体的施策	内容	担当課 (関係課)
審議会、委員会等への女性の積極的な登用	女性委員の登用を積極的に進めていきます。また、登用状況を定期的に調査し、公表します。	市民活動推進課

#### 市民・地域・事業者等の取組

- 審議会や委員会等、意見を反映することができる機会や場に積極的に参画しましょう。
- 自治会や各種団体の役員などを積極的に引き受けましょう。

### 施策の方向② 女性の人材の発掘と育成

女性が社会に積極的に参画していくことができるよう、人材の発掘と育成に努めます。

具体的施策	内容	担当課 (関係課)
女性人材リストの作成と活用	女性の人材募集とともに、市内で活躍する女性の人材リストを作成し、審議会、委員会等の委員選定等に活用します。	市民活動推進課

#### 市民・地域・事業者等の取組

- これまでの知識や経験を生かし、審議会や委員会等、意見を反映することができる機会や場に積極的に参画しましょう。

## (2) 家庭生活と地域活動への男女共同参画の促進

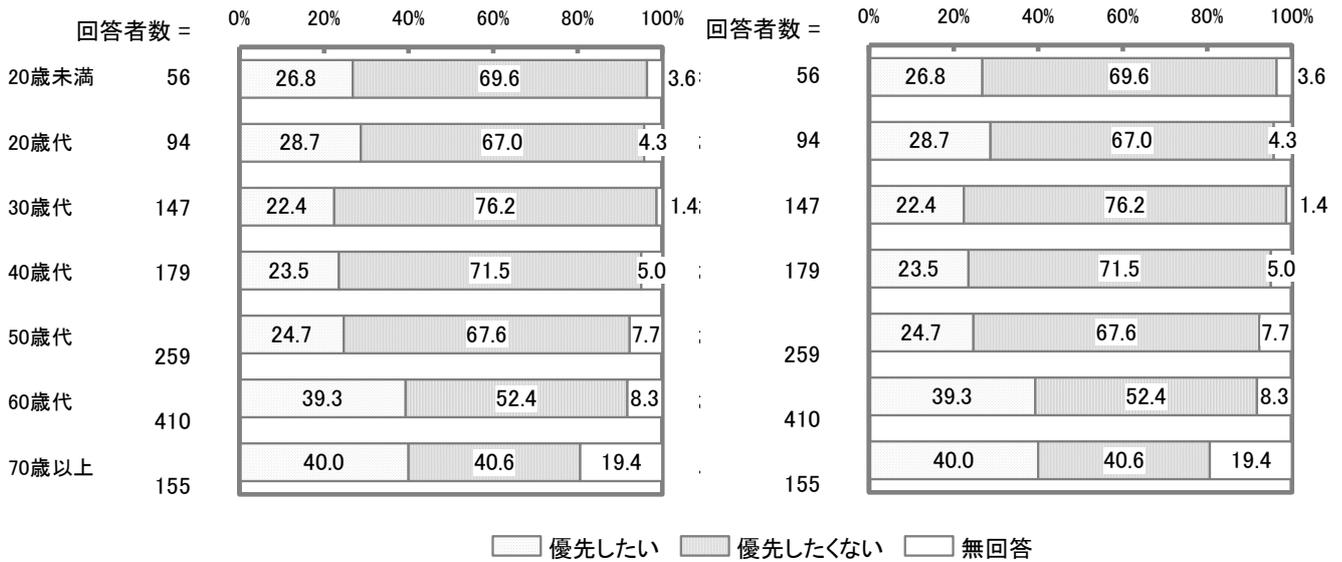
### 現状と課題

男女共同参画社会では、家庭生活や地域社会において男女がともに積極的に参画することが必要です。

市民意識調査では、「地域活動」について、20歳未満～50歳代までの約7割近い割合の人が「優先したくない」と回答しており、実態でも、地域活動を優先している割合は、20歳未満で16.1%、20歳代で10.6%と他の年代に比べて低くなっています。市民、とくに若い世代に対して地域活動を促進し、啓発することが課題となります。

図 地域活動の関する希望の優先度

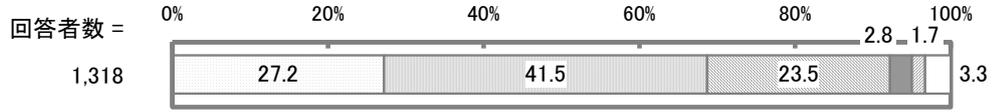
図 地域活動の関する現実の優先度



資料：海津市市民意識調査（平成27年度）

また、「男性はもっと家庭生活における活動に参画する必要がある」という考え方について、「そう思う／どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合は68.7%となっています。さらに、「しきたりや習慣」で男性の方が優遇されていると答えた人は62.3%で、「職場」に次いで2番目の高さになっています。男女がともに家庭や地域活動に参画できるような取り組みが必要であり、それらを促進し、男女平等の意識を醸成していくことが必要です。

図 「男性はもっと家庭生活における活動に参画する必要がある」という考え方について



資料：海津市市民意識調査（平成27年度）

本市では、にこにこ子育て支援事業の子育て相談チームや子育て応援隊の実務者会を開催し、専門的知識や市民活動団体が専門的立場からの支援、情報交換、意見交換を行い、地域における積極的な男女共同参画を推進しています。このことにより、各専門職や市民活動団体の専門的立場からの支援、情報交換、意見交換の場を提供でき、各団体間のネットワークが形成されはじめています。

## 方向性

さまざまな分野において女性の積極的な参画や男女共同参画の視点をいかした取組ができるよう支援や活動の場を提供し、地域力の向上に努めていきます。

### 施策の方向① 地域活動等への参画促進

男女がともに、よりよい家庭・地域づくりについて考え行動することは、男女共同参画社会の実現の第一歩であり、さまざまな活動に参画できるよう支援します。

具体的施策	内容	担当課 (関係課)
市民リーダーの育成	まちづくり講座の開催等を行い、地域活動、まちづくり活動の指導的な立場の人材の育成を行います。	市民活動推進課

具体的施策	内容	担当課 (関係課)
家庭生活における男女共同参画の啓発	男女がともに家事、育児、介護等に参画するよう、啓発活動を推進します。	市民活動推進課
地域活動等への参加の啓発	男女がともにさまざまな地域活動へ参画できるよう、啓発活動を推進します。	市民活動推進課 社会教育課

市民・地域・事業者等の取組
<p>○家庭や地域活動等において、固定的な性別役割分担がないかを見直しましょう。</p> <p>○地域活動に積極的に参加しましょう。</p> <p>○自治会や各種団体において、女性の視点や意見を反映させるため、積極的に女性の役員を登用しましょう</p> <p>○自治会や各種団体において、女性や若い人が気軽に参加しやすい雰囲気をつくりましょう。</p>

## 施策の方向② 団体・グループ間の交流促進

地域や市全体がさまざまな分野で活発な活動を行えるように団体やグループの交流を図り、男女共同参画の意識が高まるような取り組みを行います。

具体的施策	内容	担当課 (関係課)
市民団体のネットワークづくりの支援	地域におけるさまざまな団体・グループの情報交換や各団体間のネットワークの形成を推進します。	社会教育課
地域活動での男女共同参画の意識啓発	自治会やPTA活動などにおいて、意思決定の場へ女性が主体的に関わることを啓発するとともに、性別にとらわれない役割分担を推進します。	市民活動推進課 学校教育課

市民・地域・事業者等の取組
○地域で連携をしながら、男女居共同参画を進めましょう。

### (3) 男女共同参画の視点に立った防災・減災対策の推進

#### 現状と課題

平成7年に発生した阪神・淡路大震災や平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震など、相次ぐ災害により、市民においても災害に対する関心や防災に対する意識が高まっています。

災害が発生した際に、避難方法や被災者への支援、避難生活などあらゆる場面において女性の視点を取り入れることが必要とされています。

今後、避難所運営組織等において女性が積極的に活動するように促進していくとともに政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくことで、女性、男性の双方の視点から防災や強靱化について、取り組んでいくことが求められています。

#### 方向性

性別による固定的な役割分担意識の見直しや男女のニーズの違いなどを踏まえて女性、男性双方の視点に配慮した地域の強靱化や防災・減災対策を推進します。

#### 施策の方向① 地域防災・減災活動への参画促進

性別による固定的な役割分担意識の見直しや男女のニーズの違いなどを踏まえ、性別や年齢にとらわれず地域の強靱化や防災・減災活動に参画することで、男女共同参画を推進します。

具体的施策	内容	担当課 (関係課)
地域強靱化計画や地区防災計画等の策定過程における女性の参画促進	災害が発生した際に男女が共に快適に避難生活や円滑に復旧活動ができるように女性の視点を踏まえた計画の策定をおこない体制を整備します。また、策定の過程において女性の参画を推進します。	危機管理課
防災・災害分野における男女共同参画意識の啓発	防災に関する講演会等を積極的に女性に対し広報し、女性の視点で防災・減災を考えてもらう機会の提供を図ります。	危機管理課

#### 市民・地域・事業者等の取組

〇地域等において、男女共同参画の視点を踏まえた防災・減災対策を行いましょう。

## 4 すべての男女が安心して生活できるまちづくり

### (1) 生涯を通じた健康づくりの支援・・・・・・・・

#### 現状と課題

男女が互いの身体的機能を十分に理解し、人権を尊重しつつ相手に対して思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の実現のために重要なことです。

「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点からも、子どもを産む・産まない、また、年齢にかかわらず、女性の生涯を通じた健康維持のために支援を行っていく必要があります。

本市の特定健診や生活習慣病健診の受診率は低く、心身の健康や疾病の予防について関心を持ち、男女がともに生涯を通じて健康に過ごすことができるよう、健康づくり・体力づくりに向けた意識啓発や各年代に応じた相談体制の充実など、生涯にわたる健康づくり支援が必要です。

#### 方向性

妊娠・出産期における心身の健康を支援するための健康診査や検診の充実を図るとともに、女性に特有の疾病の予防や、思春期や更年期などライフステージに応じた健康支援のため、年代に応じた健康相談や健康診査、検診の充実を図っていきます。

女性のリプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)を啓発等を進めていきます。

### 施策の方向① 男女の健康づくりへの支援

男女が、それぞれの健康状態に応じて適切な自己管理ができるように、健康意識を高め、各種健康診査等の充実を図るためのさまざまな取り組みを支援していきます。

具体的施策	内容	担当課 (関係課)
性と生殖に関する健康・権利の視点の啓発	男女がお互いの性と健康について理解し、尊重し合うことができるような啓発活動を行います。	市民活動推進課
健康づくりに関する情報提供	市報等を活用して、健康教室、健康相談、各種健康診査、検診についてわかりやすい興味を惹く情報提供を行い、受診率の向上や健康づくりへの参加を呼びかけます。	健康課
健康づくり教育の実施	対象者のニーズにあわせ、生活習慣病予防に関する教室を開催します。	健康課
健康展の開催	男女が、生涯にわたって健康づくりに関心を持ち、生活の中で取り組むきっかけづくりを行います。	健康課
喫煙・飲酒に関する正確な情報提供	特に女性については、喫煙や飲酒が胎児や生殖機能に影響を及ぼすこと等十分な情報提供に努めます。また、未成年者の喫煙・飲酒については、家庭、学校、地域が一体となってその予防に努めます。	健康課
健康相談の実施	更年期障がいなど男女の生涯を通じた健康管理に関する相談を随時行います。	健康課
出前講座の実施	対象となる団体に合わせ、テーマ・内容を工夫した出前講座を実施します。	健康課
思春期における性と健康づくりに関する学習機会の提供	身体のしくみ、性感染症、望まない妊娠の防止方法、自分の身体を大切にすること、異性を尊重することなどの正しい情報を分かりやすく紹介し、学校等で学ぶ機会を設けます。	学校教育課
性感染症予防の啓発	HIV/エイズ、淋病、クラミジアをはじめ性感染症の予防について最新の情報を分かりやすく紹介する啓発活動を実施するとともに、住民対象の健康教育の中に取り入れます。	健康課

具体的施策	内容	担当課 (関係課)
女性・男性に特有の病気・けが予防の啓発	女性や男性それぞれに特有の病気や健康状態に関する情報提供や啓発活動を行います。	健康課
こころの健康の啓発	市報等を活用して、幅広い年齢層の方へこころの健康、自殺予防対策について周知し、気軽に相談事業を利用してもらえるように啓発活動を行います。	社会福祉課
悩みごと相談の実施	市内3箇所にて年間9回、精神科医による個別相談を実施します。	社会福祉課

市民・地域・事業者等の取組
<p>○男女がお互いの性と健康について理解しましょう。</p> <p>○心身の健康と命の尊さを自覚し、ライフサイクルに応じた健康づくりに取り組みましょう。</p> <p>○定期的に健康診査を受診しましょう。</p>

## 施策の方向② 母性の保護と母子保健の充実

安心して、子どもを産み育てることができるよう、教室の開催や相談窓口、健康診査の充実を図ります。

具体的施策	内容	担当課 (関係課)
乳幼児健診の実施と妊婦健康診査の一部助成	乳幼児を対象に心身の発達の確認、疾病・異常の早期発見を行い、子どもの健全な発育・発達を促します。 また、妊婦健診にかかる自己負担分の費用の一部を助成と、妊婦歯科健診(無料)を実施します。	健康課
母子保健の健康教室の開催	妊娠中から子どもの成長に合わせた教室を関係機関と連携して実施し、親と子に対するとぎれない支援を行います。	健康課
母子保健の健康相談の実施	相談者が求める支援について、専門職(助産師、看護師、歯科衛生士、保健師等)と連携を図りながら、健康相談を随時開催します。	健康課

具体的施策	内容	担当課 (関係課)
母体保護に関する啓発	妊婦に対する市民の理解を促すため、マタニティマーク等を活用するなど、啓発活動を推進します。	健康課

市民・地域・事業者等の取組
<p>○子育てに不安を感じた時は、積極的に相談しましょう。</p> <p>○子育てに関する教室や各種健診等に行きましょう。</p>

## (2) 安心して生活できる支援の充実

### 現状と課題

本市では、1990年頃から急速に高齢化が進み、65歳以上の高齢者の割合は1990年の13.0%から、2010年23.6%へと、20年間で約10%増加しています。高齢者が自立し、安心して暮らせる社会を実現するには、男女の生活実態、意識、身体機能等の違いに配慮した支援を行っていく必要があります。今後、高齢化がさらに進むとともに、介護等の支援する人の増加が考えられ、介護離職等の問題への対応も求められています。

市民意識調査では、海津市に永住したいと思っている人は26.9%と低くなっており、より多くの市民が住み続けたいと思えるよう、安心して生活できる支援の充実が必要です。

障がい者手帳所持状況をみると、平成28年3月31日現在で、身体障害者手帳所持者が1,675人、療育手帳所持者が305人、精神障害者保健福祉手帳所持者が235人となっており、知的障がいのある人、精神障がいのある人の占める割合は増加傾向にあります。また、要介護(要支援)認定者数は、後期高齢者の増加に伴い、今後も増加を続けるものと見込まれ、平成37年度には2,127人になるものと想定されています。このように、今後も障がいのある人や要介護(要支援)認定者等支援を必要とする人のニーズに対応し福祉サービスの充実を図る必要があります。

また、母子世帯等ひとり親世帯が、貧困など生活上の困難に直面することが多いため、生活上の困難に対応するとともに、貧困等を防止するための取組が必要です。さらに、ひとり親世帯は地域で孤立しやすく、地域でも、積極的に声かけをするなどの対応が望まれます。ひとつの相談窓口で解決することが難しい場合など、関係機関での情報共有や意見交換が的確に行われるよう、連携協力体制の強化が必要です。

### 方向性

高齢者や障がいのある人、そしてその家族が、住み慣れた地域のなかで、安全に、安心して暮らし続けていくために、在宅生活の支援等きめ細やかな福祉サービスの充実を図っていきます。

また、ひとり親家庭の生活の安定と質の向上を図るため、きめ細かなサービスを提供していくとともに、就労支援や経済支援の充実に努めるほか、日常生活上困ったこと、悩みなどを抱えた時に気軽に相談できる体制づくりを進めていきます。

### 施策の方向① 高齢者や障がいのある人等の自立支援

高齢者や障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、就業・社会参加の促進や自立支援等を図ります。

具体的施策	内容	担当課 (関係課)
海津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の生活支援サービス及び社会参加と支えあいの体制づくりの着実な推進	男女がいつまでも健やかではつらつと暮らせるよう、計画的に生活支援サービスを実施するとともに、高齢者の社会参加を進め、自立した生活が送れるよう、計画的に体制づくりを行います。	高齢介護課
海津市障がい者計画・障害者福祉計画の介護給付サービスの着実な推進	障がいのある人の社会参加を進め、地域で安心して自立した生活が送れるよう、障がいの程度に応じたサービスが受けられるよう支援します。	社会福祉課

#### 市民・地域・事業者等の取組

- 困って時は、先ず身近な相談窓口で相談しましょう。
- 地域で支援が必要な高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭などの見守り、声かけをしましょう。

### 施策の方向② ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭が自立して、地域で生活できるよう相談や就労・経済支援を行います。

具体的施策	内容	担当課 (関係課)
ひとり親家庭の相談窓口の設置	ひとり親家庭が、自立して生活ができるように、母子父子自立支援員により、随時、相談・指導を行います。	社会福祉課
ひとり親家庭への就労支援の実施	就労のための技能習得や資格習得に対して給付金を支給します。	社会福祉課
ひとり親家庭への経済支援	ひとり親家庭が、自立して生活ができ、その子どもの心身の健やかな成長のため所得に応じて児童扶養手当の支給や、医療費の助成をします。	社会福祉課 保険医療課

#### 市民・地域・事業者等の取組

- 困って時は、先ず身近な相談窓口で相談しましょう。
- 地域で支援が必要な高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭などの見守り、声かけをしましょう。

## 5 プラン推進のための体制づくり

### (1) 施策推進体制の整備 ●●●●●●●●●●

#### 現状と課題

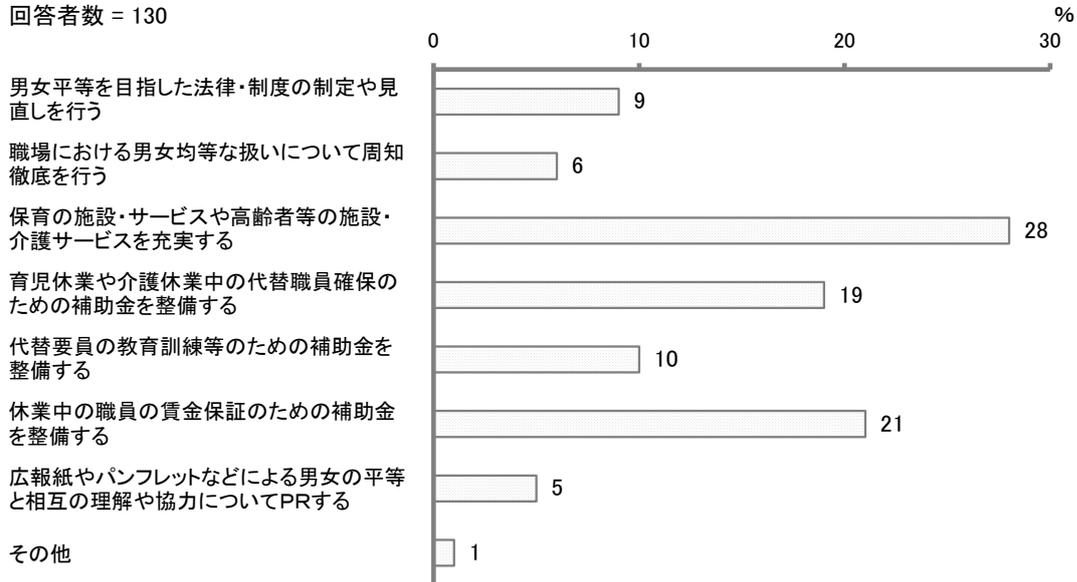
男女共同参画社会の実現を総合的に推進していくために、市民参加による推進体制を整備し、本プランの進行管理体制を確立していくことが重要です。

本市では、職員に対する意識啓発として、年1回、男女共同参画に特化した職員研修を実施しています。また、男女がともに家事や育児に参加し、協力し合える体制づくりを促進するため、率先して本市役所では一斉定時退庁日を設けているほか、子どもの授業参加日などに参加できるよう年次休暇の取得促進を行っています。しかし、一般企業では、なかなか実施することが困難な状況が見られます。

男女共同参画社会の形成は、行政のみによって実現するものではありません。事業所における女性活用のために、行政（国・県・市）に期待されることについては、最も多い項目は「保育の施設・サービスや高齢者等の施設・介護サービスを充実する」の28%であり、次いで「休業中の職員の賃金保証のための補助金を整備する」の21%となっています。男女共同参画社会の実現に向けて種々の問題解決を図るためには、行政が率先してプランを推進し、企業として率先して実施していくことはもちろんですが、市民、事業所と連携してプランを進めていくことが不可欠です。このため、さまざまな人や団体等と情報の共有や協働による実践的な活動の展開が望まれます。

市民の理解と参画を得ながら、行政と市民・各種団体・企業が一体となって男女共同参画社会の実現のための取り組みを進めるため、それを支える各種情報の収集および提供が必要となります。

図 事業所における女性活用のために、行政（国・県・市）に期待されることについて



資料：海津市男女共同参画に関する企業意識調査（平成27年度）

## 方向性

男女共同参画を進める上で、行政の果たす役割は大きく、施策はあらゆる分野にわたるため、すべての職員が男女共同参画の視点をもって事業実施に取り組むことが重要です。

また、全庁あげて男女共同参画を推進するため、関係部局と連絡調整を図りながら整合性をもって各施策に効果的に取り組みます。また、職員一人ひとりに対しては、男女共同参画に関する研修や男女共同参画の施策を推進する中で、男女共同参画についての理解の浸透を図ります。

### 施策の方向① プランの進行管理体制の確立

本プランを市民・市（行政）・事業所が連携し積極的に進めていくために、市民参画によるプランの推進体制を整備するとともに、計画の進行管理体制を確立し、プランが実効性のあるものとなるよう取り組みを行います。

具体的施策	内容	担当課 (関係課)
審議会の定期開催	公募による市民委員を含む男女共同参画推進審議会を年1回以上開催し、プランの進捗管理・推進を図ります。	市民活動推進課
プランの年次報告の作成	庁内組織により、1年ごとにプランの進行状況を把握、検討し、評価を行います。結果については、市民に公表します。	市民活動推進課
プランの見直し・改訂	プランの内容については、行政を取り巻く社会・経済的な行政の変化に伴い企業意識調査、市民意識調査を実施し、定期的な見直し、改訂を行います。	市民活動推進課

### 施策の方向② 市職場における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現及びこのプランの推進にあたっては、市職員の十分な理解とそれに基づく行動が必要です。市民や事業所だけでなく、市職場においても、男女が対等な立場で能力を十分に発揮できる環境づくりに努め、男女共同参画を推進していきます。

具体的施策	内容	担当課 (関係課)
市職員に対する研修の実施	市職員の男女共同参画に関する研修を行います。	市民活動推進課
職員研修の実施	e-ラーニングシステムを利用して職員研修を実施します。	市民活動推進課

具体的施策	内容	担当課 (関係課)
市男性職員の育児休業等の制度周知及び取得推進	市男性職員の育児休業等の取得に向けて、育児休業制度等の周知を図ります。	秘書広報課
女性職員の管理職等への登用の推進	職員研修を実施し、女性職員を管理職に登用するポジティブ・アクション（積極的改善措置）を実施します。	秘書広報課
特定事業主行動計画の推進	特定事業主行動計画について周知・啓発活動を行います。 また、勤務時間を意識しながら、業務を行うよう啓発するとともに、20時以降残業ゼロデー等を検討します。	秘書広報課
男女共同参画に関する研修講義の実施	プロジェクト委員会において、委員を対象に男女共同参画に関する研修講義を実施します。	市民活動推進課

## (2) 市民・市(行政)・事業所の連携

### 現状と課題

男女が個人として尊重され、社会のあらゆる分野において能力を十分発揮でき、市民だれもが安全で安心して生き生きと豊かに暮らしていく男女共同参画社会の実現のため、市、市民、事業者及び教育関係者が連携、協力して男女共同参画を推進することが求められます。

### 方向性

男女共同参画を推進していくためには、市民一人ひとりが自分自身のこととして理解し、自主的に取り組んでいくとともに、事業所等の主体的な参画が重要です。市(行政)、市民、事業者等の役割を明確にし、男女共同参画社会の実現に向けて連携を進め、事業の協働実施等の取組を推進します。

#### 施策の方向① プランに基づく行動の促進

市民・市(行政)・事業所の役割を明確にし、男女共同参画社会の実現に向けて連携を図ります。

具体的施策	内容	主な事業	担当課 (関係課)
情報の収集・発信	男女共同参画社会の実現に関する情報の収集や研究等を行い、その成果を市民に情報提供していきます。	男女共同参画啓発事業	市民活動推進課

## 用語集

### ア 行

#### M字カーブ

日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。結婚や出産を機に労働市場から離れる女性が多く、子育てが一段落すると再び就職するという特徴があるためにこのような形になる。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

#### エンパワーメント

自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、およびそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し行動していくこと。

### カ 行

#### キャリア教育

子どもたちが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育てる教育活動。

#### 固定的な性別役割分担意識

男性・女性で異なる役割が与えられ、その役割の遂行を期待する意識。性別役割分担の意識は、長期的には解消される方向にあるものの、依然として根強く残っている状況にある。

### サ 行

#### ジェンダー

社会的・文化的に形成された性別で、生物学的な性別とは区別して使われている。

### 性的マイノリティ

LGBTといわれる、レズビアン/Lesbian（女性同性愛者）、ゲイ/Gay（男性同性愛者）、バイセクシュアル/Bisexual（両性愛者）、トランスジェンダー/Transgender（生まれた時に割り当てられた法律的・社会的な性別にとらわれない性別のあり方を持つ人）など、様々な性のあり方を持っている人々の総称。

### セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

相手の意に反した性的な発言や言動で、相手の性と人格の尊厳を損ない、意欲や能力の発揮を妨げ、良好な人間関係の形成を阻害する行為。男女雇用機会均等法の改正で、職場のセクシュアル・ハラスメント防止のため事業主には雇用管理上の配慮義務が課せられている。

### 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

過去における社会的・構造的な差別によって、現在不利益を被っている集団（女性や少数民族など）に対して、政治や就学・就労などの参画の機会を確保するため割当て枠や目標値を設定するなど一定の範囲で特別な機会を提供することなどによって、実質的な機会均等を実現することを目的とした暫定的な優遇措置。

### SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）

友人・知人間のコミュニケーションや、趣味や嗜好、居住地域といったつながりを通じた新たな人間関係を構築する手段や場を提供することで、人と人とのつながりを促進・サポートし、社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと。

## タ 行

### デートDV

DVに対し、結婚していない恋人同士、学生や若い世代で起こる暴力を「デートDV」と呼ぶ。

### DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫や恋人などの親密な関係にあるパートナーから加えられる暴力。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力（生活費を渡さないなど）、社会的暴力（交友の制限など）も含まれる。

## ラ 行

### リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する女性の健康／権利）

「性と生殖に関する健康と権利」と訳される。子どもを産むか産まないか、産むならいつ、何人産むかを性的関係と共に自らの意志で主体的に選択する自由や、妊娠・出産、避妊、中絶などにおける人権に配慮した安全な治療をはじめとして、思春期、妊娠・出産期、更年期など生涯にわたる良好な健康の管理が含まれる。またそのために必要な自らの体や健康について正確な知識や情報を持つこと、性的暴力や差別、強制を受けないことなども幅広く含まれる。

## ワ 行

### ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

職場中心のライフスタイルではなく、職場・家庭・地域のバランスの取れたライフスタイルのこと。ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が実現した社会とは、一人ひとりが充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会であり、だれもが仕事、子育て、介護、自己啓発、地域活動などさまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開でき、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらす。